

令和 6 年度における国等における温室効果ガス等の排出に
配慮した契約の契約締結実績の概要

令和 7 年 6 月 2 6 日
消費者庁

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（環境配慮契約法）第 8 条第 1 項の規定に基づき、令和 6 年度における消費者庁の環境配慮契約法の締結実績を次のとおり公表します。

1. 令和 6 年度の経緯

消費者庁では、「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律」（環境配慮契約法）及び「国及び独立行政法人等における温室効果ガスの排出の悪源に配慮した契約の推進に係る基本方針」に基づき、可能なものから温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（環境配慮契約）を進めている。

2. 令和 6 年度における消費者庁の環境配慮契約の締結実績

（1）自動車の購入に係る契約

令和 6 年度においては、走行時に温室効果ガスを排出しない電気自動車（1 台）を購入した。

（2）「電気の調達」、「建築物の維持管理」及び「産業廃棄物の処理」については財務省主管の共同調達であるため主たる契約に準ずるものとし、「船舶の調達」、「省エネルギー改修事業（ESCO 事業）」、「建築物の設計」、「建築物の改修」については実績がないことから、環境配慮契約について該当する案件はなかった。